

令和6年5月13日

保護司の皆様へ

福山地区保護司会  
会長 栗田 孝生

## 「関係機関との連携活動」に関する報告書提出のお願い

日頃より、福山地区保護司会活動にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしについて「関係機関連携活動の種類」及び「具体的な事例等」を参照していただき別紙報告用紙に必要事項をご記入の上、すみやかに提出していただきますようお願いいたします。

提出先 福山地区保護司会 事務局

支給額 1,460円

「関係機関連携活動の種類」は、次の4種類です。

- ①他の関係機関・団体が主催する会議等への出席  
※保護司会が実施主体となる会議等は対象となりません。
- ②協力雇用主開拓のための事業所等の戸別訪問
- ③社会貢献活動の活動場所の確保
- ④保護司活動への協力依頼等のための関係機関等への訪問

※関係機関とは、地方公共団体・協力雇用主会・学校・教育委員会・警察・更生保護女性会・BBS会・社会福祉協議会・青少年育成員協議会等をいう。

<①の具体的な事例としては>

- 小・中学校との非行防止などについての協議・会議

注意：中学校との連携協議会（年2回）は対象外ですので注意して下さい。

- 入学式・文化祭・体育祭・社明作文の依頼・受取などで単なる参加でなく前後にて話し合いをされた場合が対象となります。

注意 話し合いを行った場合は、報告書内に話し合いを行った内容を必ず記入して下さい。記入の無い場合は、対象外となります。

- 地区内での防犯パトロール（防犯協会主催なども可です。）

- 社会福祉協議会（福祉を高める会・福祉会を含む）等の会議・行事への参加。

※（注）保護司が複数参加の場合、保護司氏名は代表者を記入し、他は出席者名欄へ列記していただいても可です。

「関係機関連携活動費」は、中国地方更生保護委員会より直接個人口座へ振り込まれます。